



埼玉県報

第 3003 号
平成 30 年(2018 年)
5 月 18 日
金曜日

目次

告示

- インターネット時事情報利用に関する契約の相手方等の公示（情報システム課）
- 次期電子入札共同システム設計業務委託に関する契約の相手方等の公示（入札審査課）
- 電子入札共同システム運用管理改修業務委託に関する契約の相手方等の公示（入札審査課）
- 県政広報テレビ番組制作・放送業務に関する契約の相手方等の公示（広聴広報課）
- 県政広報ラジオ番組制作・放送業務に関する契約の相手方等の公示（広聴広報課）
- （仮称）圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会の中止（環境政策課）
- 手数料の徴収事務委託（保健医療政策課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 富士見第一土地改良区の役員就任届（川越農林振興センター）
- 入間第一用水土地改良区の役員就退任届（川越農林振興センター）
- 手子林第三土地改良区の役員就退任届（加須農林振興センター）
- 東松山都市計画道路事業の事業認可（道路街路課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 漁業権免許の内容等の事前決定に関する公聴会の開催（内水面漁場管理委員会）

告 示

埼玉県告示第五百五十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
インターネット時事情報利用 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部情報システム課企画・支援担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 時事通信社 東京都中央区銀座5丁目15番8号
- 5 契約金額
36,676,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第五百五十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
次期電子入札共同システム設計業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部入札審査課システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年4月2日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額
45,457,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第五百五十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
電子入札共同システム運用管理改修業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部入札審査課システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額
63,795,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第五百五十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
県政広報テレビ番組制作・放送業務2番組
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県県民生活部広聴広報課テレビ・ラジオ・広報紙担当 埼玉県さいたま市
浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社テレビ埼玉 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目36番4号
- 5 契約金額
123,145,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第五百五十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
県政広報ラジオ番組制作・放送業務 1 番組
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県県民生活部広聴広報課テレビ・ラジオ・広報紙担当 埼玉県さいたま市
浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成 30 年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エフエムナックファイブ 埼玉県さいたま市大宮区錦町 682 番地 2 J
ACK大宮
- 5 契約金額
36,117,511 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1
項第 1 号に該当

告 示

埼玉県告示第五百五十六号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十六条第一項の規定により、平成三十年埼玉県告示第五百一号（仮称）圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会）により公告した次の公聴会の開催を中止する。

平成三十年五月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 件名

（仮称）圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

ア 平成三十年五月二十六日（土）午後一時三十分から二時三十分まで

川越市川鶴公民館 会議室

イ 平成三十年五月二十六日（土）午後四時から五時まで

狭山市柏原公民館 ホール

ウ 平成三十年五月二十七日（日）午前十時から十一時まで

坂戸市役所 二〇一会議室

エ 平成三十年五月二十七日（日）午後一時三十分から二時三十分まで

日高市役所 三〇一会議室

三 事業者の氏名及び住所

埼玉県知事 上田清司

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

四 中止の理由

公述の申出がなかったため

告示

埼玉県告示第五百五十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる手数料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託する。

平成三十年五月十八日

埼玉県知事 上田清司

手数料	受託者の住所、名称及び代表者の氏名	委託期間
埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表保健医療部の項第三十九号から第四十一号まで、第五十九号、第六十五号から第七十二号まで、第八十号から第八十四号まで、第八十六号、第八十八号、第八十九号、第一百一号、第一百二号、第一百三十二号、第一百三十四号、第三百三十五号、第四百四十四号から第四百四十七号まで、第四百六十九号、第四百七十一号、及び第七十二号に規定する手数料並びに埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号）第二十六条第三号に規定する手数料	<p>埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目四番四号 さいたま市 さいたま市長 清水 勇人 埼玉県川越市元町一丁目三番地一 川越市 川越市長 川合 善明 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番一号 越谷市 越谷市長 高橋 努 埼玉県川口市青木二丁目一番一号 川口市 川口市長 奥ノ木 信夫</p>	<p>平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで</p>

告 示

埼玉県告示第五百五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年五月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ク スリのアオキ小売店

埼玉県春日部市小渕字山下千二十二―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）春日部小渕計画

埼玉県春日部市小渕字山下千二十二―一外

（変更後）クスリのアオキ小売店

埼玉県春日部市小渕字山下千二十二―一外

ハ 変更年月日

平成三十年二月七日

ニ 届出年月日

平成三十年四月二十四日

二 縦覧期間

平成三十年五月十八日から平成三十年九月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年五月十八日から平成三十年九月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第五百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、富士見第一土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年五月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	武 井 澄 江	埼玉県富士見市大字南畑新田百四十二番地の一―一

告 示

埼玉県告示第五百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、入間第一用水土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成三十年五月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 就任

職名	氏名	住 所
理事	栗原健一	埼玉県入間郡毛呂山町大字前久保四百四十七番地

二 退任

職名	氏名	住 所
理事	加藤 勉	埼玉県入間郡毛呂山町岩井西四丁目十七番地十八

告示

埼玉県告示第五百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
手子林第三土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名
及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成三十年五月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	井上賢二	埼玉県羽生市大字中手子林五百八十五番地
同	井上順一	同上手子林六十八番地
同	井上雅一郎	同上手子林六百十七番地
同	内田佐一	同上手子林七百十五番地三
同	江森勉	同下手子林二千二百七十九番地
同	大門代治	同中手子林百四十五番地
同	岡戸儀芳	同下手子林二千四百九十八番地
同	金子元一	同上手子林千二百六十九番地
同	島村侑也	同中手子林千四十九番地二
同	杉山吉雄	同下手子林二千五百九十一番地
同	五月女八郎	同中手子林千七十九番地
同	戸山泰一	同下手子林千三番地
同	根岸文男	同同上
同	増田晃三	同同上
同	増田博俊	同同上
同	増田利夫	同同上
同	町田好一郎	同上手子林四百九十六番地
同	松本成弘	同同上
同	吉岡憲一	同同上
同	渡邊繁	同同上
同	大澤敏英	同同上
同	関根文男	同同上
同	野口雅弘	同同上

二 退任

職名 氏名 住所

同 中手子林九百六十五番地

同 下手子林二千四百五十一番地一

同 千二百八十一番地

同 千四百五十七番地

同 八百五十六番地

同 千九十七番地

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

同 同上

告 示

埼玉県告示第五百六十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年五月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

東松山市

二 都市計画事業の種類及び名称

東松山都市計画道路事業三・四・三十一号 松高前通線

東松山都市計画道路事業三・五・十五号 中央通線

三 事業施行期間

平成三十年五月十八日から平成三十五年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県東松山市松葉町一丁目、三丁目地内及び箭弓町三丁目地内

ロ 使用の部分

埼玉県東松山市松葉町一丁目地内

告 示

埼玉県教委告示第二十号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成三十年五月十八日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

一 日時

平成三十年五月二十四日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 埼玉県地方産業教育審議会委員の任免について
- ロ 県南部地域特別支援学校（仮称）の設置について
- ハ 埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会委員の任命について
- ニ その他

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第四項及び第三百三十四条第四項の規定により、区画漁業の免許の内容たるべき事項等を定めることに関し、利害関係人の意見を聴くため、次のとおり公聴会を開催する。

なお、漁業権の漁場計画（案）については、その関係書類を埼玉県内水面漁場管理委員会に据え置いて閲覧に供する。

平成三十年五月十八日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 岡 本 信 明

一 開催期日

平成三十年五月二十四日 午後一時三十分

二 開催場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一番地四号

埼玉会館 5C会議室

三 案件

イ 第二種区画漁業権に係る漁場計画（案）について

四 公述に関する事項

イ 公述人の範囲

漁業権者、漁業権漁業の経営者その他利害関係のある者（団体又は機関にあっては、一団体又は一機関につき二人以内とする。）

ロ 公述時間

一人五分以内

ハ 公述の申出

公聴会において意見を述べようとする者は、次のとおりあらかじめ書面を提出してください。

提出期日

平成三十年五月二十二日

提出先

埼玉県内水面漁場管理委員会（〒三三〇―九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県農林部生産振興課内）

提出内容

住所、氏名、連絡先（電話等）